

近畿地方整備局道路維持管理計画  
(案)

令和6年9月  
近畿地方整備局

# 目次

はじめに	1
1. 道路維持管理の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 道路巡回	1
4. 清掃	2
5. 除草	3
6. 剪定	3
7. 設備点検・補修及び更新	4
8. 構造物点検	4
9. 橋梁補修	5
10. トンネル補修	6
11. 舗装補修等	3
12. 耐震補強	6
13. 防災対策	7
14. 道路の凍雪害対策	4
15. ICT・AI等の新技術の活用	7
16. 維持管理計画の取り扱い	7

## 【はじめに】

現在、近畿地方整備局は直轄国道24路線、約1,950kmの管理を11事務所30出張所で行っています。(令和6年4月1日時点)

管理している国道の内、雨などによる事前通行規制を行う区間38箇所は、約297kmで管理延長の約15%を占めています。また除雪等を行う積雪寒冷地の指定区間の延長は約584kmとなります。

また、直轄国道は橋梁やトンネルなどの構造物が多く、これらの橋梁やトンネル等は万国博覧会及び花と緑の博覧会の前後に集中して建設されものが多数を占め、橋梁約5,300橋(2m以上)のうち、現在、建設後50年以上経過した橋梁は全体の約40%に過ぎませんが、20年後には、約70%以上となり、急速に増加していきます。

このように、橋梁やトンネルなどの老朽化への対応に今後、維持管理・更新費用の急激な増大が見込まれることや厳しい財政状況の中での公共事業予算の縮減などを踏まえ、利用者の安全を守りつつ効果的・効率的な維持管理を進めていく必要があります。

このような背景から、全国的な直轄国道の維持管理基準が制定されたことに伴い、近畿地方整備局管内においても計画的な予防保全による構造物の長寿命化や道路の良好な維持管理を図っていくため、この「道路維持管理基準」を定めたものです。

1. 道路維持管理の目的 道路の維持管理は、道路利用者の安全で快適な移動の確保や道路環境の保全を目的に、道路を常時良好な状況に保つために行います。

近畿地方整備局が管理する一般国道の維持管理にあたっては、サービス目標を踏まえた維持管理を進めることとし、維持管理基準の改善のため、作業量及び評価指標に関するデータの取得に努めます。

2. 適用範囲 本基準は、近畿地方整備局が管理する一般国道の維持管理に適用します。自動車専用道路や交通量の多い道路やその他特別な事情がある一般道路の区間については、本基準にかかわらず、適切な頻度を設定します。

3. 道路巡回 道路巡回は、道路を保全するために、道路の異状や損傷等の危険要因を早期に発見・対処し、工事状況や不法使用の把握・指導を目的に、原則として以下の頻度で行い、パトロールカー等により目視確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認を行います。

平均交通量 50,000台/日以上	: 1日に1回
〃 5,000台/日以上50,000台/日未満	: 2日に1回
〃 5,000台/日未満	: 3日に1回

通常パトロールとは別に、路面等の状況をより正確に把握するため、年に1回の頻度で徒歩パトロールを行います。

台風、地震等の発生時には、道路施設の現況、通行可否の把握のため異常時パトロールを適宜行います。

また、道路緊急ダイヤル（＃9910）や日本自動車連盟（JAF）関西支部等との連携による情報収集等、道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用にも努めるものとする。

支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。



道路巡回



道路巡回（落下物の処理）

#### 4. 清掃

- (1) 路面清掃は、道路に溜まった土砂やゴミによるスリップ事故等の防止や排水柵の目詰まりによる道路冠水の防止など、安全・安心に道路が利用できるように、沿道の美観確保のために行います。
- (2) 清掃回数は、以下を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定します。なお、清掃作業は路面清掃車による機械清掃を基本とします。

三大都市 : 年間 12回 (※三大都市→東京 23 区内、大阪市内、名古屋市内のことです。)

D I D地区 : 年間 6回 (※D I D地区→人口集中地区のことです。人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup>

その他区域 : 年間 1回 以上の基本単位が互いに隣接して人口 5,000 人以上となる地区です。)

#### (3) 排水構造物清掃

道路横断管等を対象に、土砂の堆積等による通水阻害を防止するために年1回を目安として清掃を行います。



路面清掃



排水構造物清掃

## 5. 除草

- (1) 除草は、自動車からの歩行者の識別や視認性の確保などの安全対策のために行います。
- (2) 以下の繁茂状況を目安として除草を行います。
  - ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
  - ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
- (3) なお、特別な事情がある場合には、上記の基準によらず、適切な頻度を設定します。

## 6. 剪定

- (1) 剪定は、街路樹の繁茂によって道路標識が見えなくなったり、車両の出入りの際、見通しが悪くなったりすることを防止し、安全な通行の確保、沿道環境の向上などのために行います。
- (2) 剪定回数は、高木、中低木は3年に1回、寄植は1年に1回を目安として行います。



剪定前



剪定後

## 7. 設備点検・補修及び更新

- (1) 自動車の運転者に道路情報を提供する道路情報板やトンネルの非常警報設備、降雨時の通行の確保のための道路排水ポンプなどの道路の附属施設は、安全・安心な車両の通行をサポートするため重要な施設です。そのため、故障防止や良好な操作性の確保のために、点検を行います。

なお、電気通信施設及び道路管理施設（機械施設）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（令和2年11月）及び「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（平成28年3月 総合政策局）、「道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル（案）」（平成28年3月 国道・防災課）に基づき実施します。

- (2) 点検結果に基づいて、補修を実施します。
- (3) 点検の結果、施設が古くなり、補修を行っても機能回復が図れないものや修理部品を調達できないものは順次、施設の更新を行います。



トンネル施設点検状況



道路情報板の点検

凍結防止材の散布作業



除雪作業

消雪融雪施設

## 8. 構造物点検

定期的を実施する構造物点検（緊急時等を実施する点検を除く）については、以下に定めるとおり実施します。

### (1) 橋梁

「橋梁定期点検要領（令和6年7月 国土交通省道路局国道・技術課）」

### (2) 道路トンネル

道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省道路局）

### (3) シェッド、大型カルバート等

シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省道路局）

### (4) 横断歩道橋

「歩道橋定期点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」

### (5) 附属物（標識、照明施設等）

「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」

### (6) 舗装点検

「舗装点検要領」（平成29年3月 国道・防災課）

### (7) シェッド、大型カルバート等を除く道路土工構造物の点検

「道路土工構造物点検要領」（令和5年3月 国道・技術課）

- (8) 防災点検は、過去の防災総点検等で要対策箇所および防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として、年に1回の頻度で実施します。

## 9. 橋梁補修

- (1) 橋梁の補修は、橋梁の高齢化による損傷や腐食などの自然環境による損傷、過積載など外的要因による損傷を補修し、安全で円滑な交通の確保や沿道や第三者への被害防止、橋梁の延命化を図るために行います。
- (2) 橋梁補修の実施に当たっては、橋梁点検等によって確認された橋の健全性をもとに、構造上このまま放置した場合、交通及び第三者の安全性への影響が大きいものから優先的に行うものとし、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施します。  
なお、災害等により、重大な損傷が発生した場合には、緊急的に補修等の対策を行います。

※「橋梁点検」 →管理している橋梁（橋の長さ2m以上）を対象に、橋の損傷状況を確認するため、点検頻度を定め定期的に行う点検

※「長寿命化修繕計画」→長さ2m以上の橋梁を対象に、橋の健全性、交通状況、周辺環境を考慮し、また予算状況を踏まえ橋梁点検、補修、架替え等を効果的、効率的に実施するために優先順位を定めた計画（毎年更新）



補修前

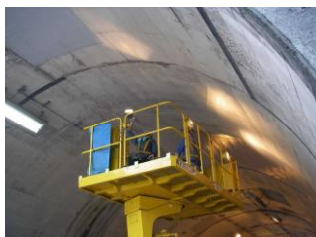


補修後

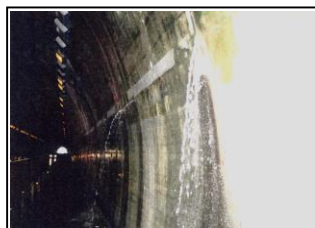
## 10. トンネル補修

- (1) トンネル補修は、安全で円滑な交通の確保を図るために、点検によって発見された変状や損傷のうち、利用者被害の恐れがある場合や重大な損傷につながる場合などに行います。
- (2) トンネル補修の実施に当たっては、トンネル定期点検等によって確認されたトンネルの健全性をもとに、変状が著しく交通の安全性に影響のあるものから優先的に行うものとし、トンネルの長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施します。  
なお、災害等により、重大な損傷が発生した場合は、緊急的に補修等の対策を行います。

※「トンネル定期点検」→管理しているすべてのトンネルを対象に、トンネルの健全性を確認するために点検頻度を定め定期的に行う点検



点検状況



コンクリートのひび割れ



コンクリートの剥離

### 1.1. 舗装補修等

- (1) 舗装の補修は、定期点検結果に基づいて、補修等の時期を明示した補修計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。なお、アスファルト舗装における修繕実施の判断となる管理基準はひび割れ率40%又はわだち掘れ量40mm以上を目安としております。
- (2) 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施します。



穴ぼこ補修前



穴ぼこ補修後

### 1.2. 耐震補強

災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強（大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策）を推進します。



橋脚補強前



橋脚補強後



### 1 3. 防災対策

- (1) 防災対策は、道路の盛土や切土法面が崩落することで、道路利用者被害をはじめ、沿道などの第三者被害の発生を未然に防止するために行います。そのため、法面の状況を定期的に観察するなど、災害要因の早期発見にも努めてまいります。
- (2) 防災対策の実施にあたっては、過去の防災点検結果および現地点検により、対策が必要と判断された法面などについて、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を勘案して、計画を策定したうえで実施します。  
なお、台風等の災害により、被災した場合は、復旧作業を速やかに行います。



着工前



完成

### 1 4. 道路の凍雪害対策

大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ（令和3年3月）を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に努めます。

#### (1) 凍結対策

- 1) 道路の凍結防止対策は、雪道における通行の確保、路面凍結によるスリップ事故の防止などを目的に行います。
- 2) 路面の凍結が予想される場合や路面の凍結が発生した場合は、凍結防止材（塩化ナトリウムなど）を散布し路面凍結を防止します。散布にあたっては、道路の縦断勾配が急な区間や幅員が狭小な区間など、凍結が発生すると交通に影響を及ぼす区間や、信号交差点などの事故防止のために有効な区間、他に比べ路面の凍結が発生しやすい橋梁やトンネル等の出入り口などを重点に行います。

#### (2) 積雪対策

降雪が多い場合などには、大規模な通行止めが生じないよう、また、一定程度の旅行速度が保たれるよう、必要に応じて除雪を行います。

必要に応じ、警察等の関係機関との連携や必要な協議を行い、

##### ①チェーン規制

②早い段階での通行止めを行った上での集中的な除雪等の措置に努めます。

### (3) 防雪対策

施設が古くなり機能低下が認められる消雪パイプなどの消雪融雪施設は機能回復や機能アップのため更新します。



凍結防止材の散布作業



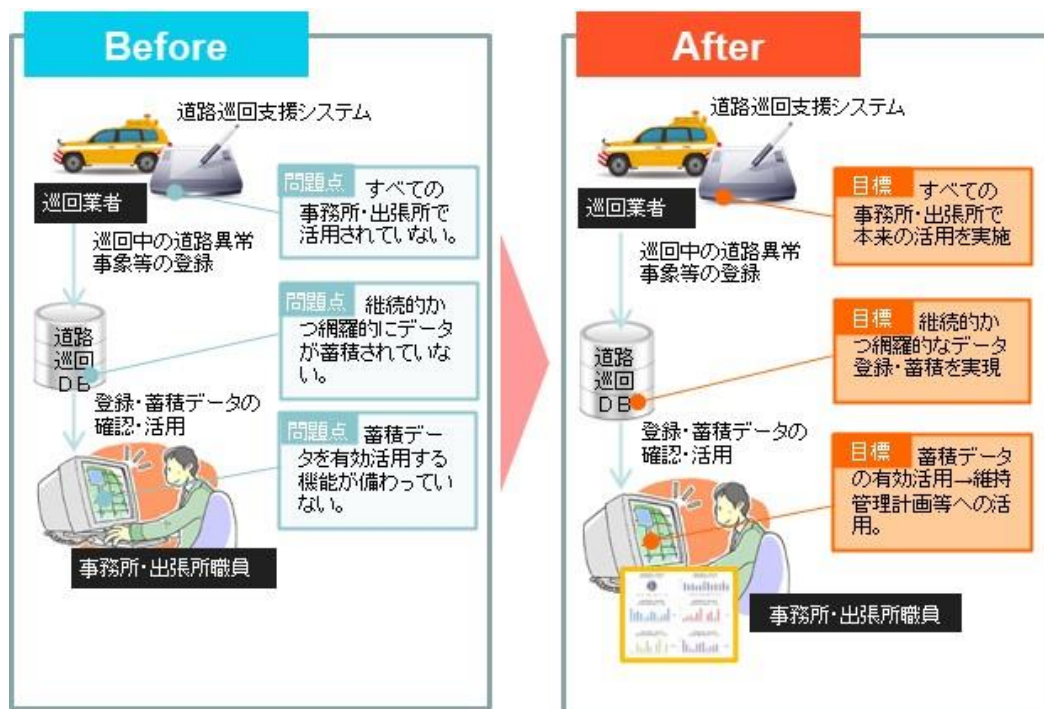
除雪作業

### 1.5. ICT・AI等の新技術の活用

直轄国道の維持管理にあたっては、近畿地方整備局インフラ DX 推進本部等での検討結果も踏まえ、引き続き、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めることで、更なる維持管理の効率化・高度化を目指します。

#### <近畿地方整備局の取り組み事例>

##### 道路巡回支援



## AI 事象検知



近畿地方整備局インフラ DX

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/infraDX/index.html>

### 1.6. 維持管理計画の取り扱い

維持管理計画は、前年度の実績を評価・分析し、適切に見直しを行います。

令和6年度 直轄国道維持管理計画（事務所）〈令和6年4月1日現在〉は次ページより